

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 8 月 24 日 (金) 第2832号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)
定 価 送 料 共 1 箇 月 2 , 6 5 0 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 救急病院等の認定の取消し (地域医療整備課取扱い) 3
- 救急病院等の認定 (2件) (地域医療整備課取扱い) 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の休止 (社会福祉課取扱い) 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (2件) (社会福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 5
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設の許可 (介護福祉課取扱い) 5
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 6
- 土地改良区の成立 (農地整備課取扱い) 6
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 6
- 指定管理者の指定 (建築課取扱い) 6
- 道路の位置指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 7
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 7
- 開発行為に関する工事の完了公告 (2件) (建築課取扱い) 7
- 選挙管理委員会告示
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第966号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8144	平成24年 8月17日	映 画	女子大生の揺れ乳 揉んでいかせる	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
8145			エロマダム 襦袢と喪服	新日本映像		
8146			変態女課長 陵辱ぶち込む	オーピー映画		
8147			やらせるナース 在宅濡れ治療	新東宝映画		
8148			国語美教師 肉厚のご奉仕	新日本映像		
8149			どスケベ検査 ナース爆乳責め	オーピー映画		
8150			発情学園 やりたい年頃	新東宝映画		
8151			絶倫 名器三段締め	新東宝映画		

8152		美熟女の昼下がり もっとみだらに	オーピー映画
8153		家政婦のカラダ 押し倒したい	新東宝映画
8154		濡れた人妻秘書 肉体妄想	新東宝映画
8155		人妻家政婦 うずきに溺れて	オーピー映画

鹿児島県告示第967号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24719	平成24年 8 月 17 日	雑 誌	恋愛白書パステル 9月号 19625-09	宙出版	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24720			恋愛チェリーピンク 9月号 17744-9	秋田書店		
24721			mini Berry vol. 4 18426-09	秋水社		
24722			mini SUGAR 9月号 18425-09	秋水社		
24723			恋愛熱情ラブパッション 9月号 09657-09	一水社		
24724			35歳からの恋愛 ReAL vol. 4 17932-09	メディアックス		
24725			COMIC ポプリクラブ 9月号 13759-09	マックス		
24726			完熟ものがたり vol. 6 03872-08	茜新社		
24727			コミック ホットミルク 9月号 13941-09	コアマガジン		
24728			コミック シグマ vol. 69 03872-09	茜新社		
24729			ナマイキッ! 9月号 06909-9	竹書房		
24730			COMIC 失楽天 vol. 14 13878-8	ワニマガジン社		

鹿児島県告示第968号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
大島郡和泊町畦布字名波武多1294番1, 1294番2, 和字竿津761番
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第969号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年 6 月 3 日農林水産省告示第817号（一に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第970号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

肝属郡肝付町岸良字尾崎1768番9, 1768番10, 1768番12, 1768番13, 1768番17から1768番19まで, 1774番21, 1774番33

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第971号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 の 名 称	所 在 地

垂水徳洲会病院

垂水市田神字河崎12番地 2

鹿児島県告示第972号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
垂水徳洲会病院	垂水市田神字河崎12番地 2

2 認定の有効期限

平成27年 5 月 31 日

鹿児島県告示第973号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
河井脳神経外科	鹿児島市小松原二丁目10番19号

2 認定の有効期限

平成27年 9 月 7 日

鹿児島県告示第974号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた柔道整復師から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
田栗隆至	訪問リハビリマッサージわかば 始良市脇元67-1 ウィスティア リア重富202	平成24年 7 月 31 日

鹿児島県告示第975号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があった。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	休止年月日
りゅうえいクリニック	曾於市財部町南俣11370	平成24年 6 月 30 日

鹿児島県告示第976号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項にお

いて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。
平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地
ふくしサービスセンターこの指とまれ
薩摩川内市宮内町3886番 1

- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業所の所在地	薩摩川内市宮内町11番28号	薩摩川内市宮内町3886番 1	平成22年 4 月 1 日

鹿児島県告示第977号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。
平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地
与論町地域包括支援センター
大島郡与論町茶花1484番地

- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護支援事業所の所在地	大島郡与論町茶花1491番地	大島郡与論町茶花1484番地	平成19年 4 月 1 日

鹿児島県告示第978号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。
平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
せき歯科医院	大島郡瀬戸内町古仁屋春日4-4	関 英男			平成24年 8 月 15 日	居宅療養管理指導
ケア24なのはな	鹿屋市上野町4826番地 5	合同会社ライフデザイン	鹿屋市上野町4826番地 5	山元 邦明	平成24年 8 月 16 日	訪問介護

鹿児島県告示第979号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。
平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施設		介護老人保健施設の開設者			許可年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
小規模介護老人保健施設真和苑	阿久根市赤瀬川4059-1番地	医療法人昂和会	阿久根市高松町22番地	古郷米次郎	平成24年 8 月 1 日	介護保健施設サー

						ビス
--	--	--	--	--	--	----

鹿児島県告示第980号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
せき歯科医院	大島郡瀬戸内町 古仁屋春日4-4	関 英男			平成24年 8月15日	介護予防 居宅療養 管理指導
ケア24なのはな	鹿屋市上野町 4826番地5	合同会社ライフ デザイン	鹿屋市上野町 4826番地5	山元 邦明	平成24年 8月16日	介護予防 訪問介護

鹿児島県告示第981号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第2項の規定により、平成24年8月16日付けで肝属中部土地改良区が成立した。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第982号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備）第一松原地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年8月27日から同年9月24日まで
- 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第983号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 公の施設の名称
県営住宅（大島郡与論町内分）
- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
与論町
大島郡与論町茶花32番地1
- 指定の期間
平成24年9月14日から平成29年3月31日まで

鹿児島地域振興局告示第57号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年 7月26日	日置市伊集院町妙 円寺一丁目73番地 14 東実	日置市伊集院町猪鹿 倉字原掛899番3	4.54メートル～ 5.04メートル	43.43メートル

大島支庁告示第25号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 8 月 24 日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
さぼと・いせん	大島郡伊仙町目 手久1740-1番地	社会福祉法人南 恵会	大島郡天城町瀬 滝1006-1番地	吉留 康貴	平成24年 8月1日	生活介護

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿屋市川西町4453番1, 4453番2, 4453番3, 4453番4及び4454番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
ナチュラル株式会社
代表取締役 森信

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 8 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
薩摩川内市永利町字里3011番3, 3026番3の一部, 3029番3, 3029番4, 3029番5, 3029番6, 3035番4, 3035番5, 3035番6, 3035番7, 3035番8, 3035番9, 3035番10, 3035番11, 3035番12, 3035番13, 3035番14, 3035番15, 3035番16, 3035番17, 3035番18, 3035番19, 3035番20, 3035番21, 3035番22, 3035番23, 3036番2の一部, 3036番10の一部, 3038番2, 3040番1, 3041番1, 3042番の一部及び3043番1の一部, 字橋元3091番の一部, 3093番1の一部, 3093番2の一部, 3093番3の一部, 3093番4, 3094番1の一部, 3094番2, 3096番の

一部、3099番1の一部、3099番2の一部、3099番3の一部、3100番1、3100番2、3100番3、3100番4、3100番7の一部、3100番8、3100番11、3100番12、3100番13、3100番14、3100番15、3100番16、3100番18、3100番19、3100番20、3100番21、3100番22、3102番1、3102番3の一部、3108番3、3108番7、3108番8、3108番9及び3108番10、字中陣3109番1、3109番2、3109番3、3109番4、3109番5、3109番6、3109番7、3109番8、3109番9、3109番10、3109番11、3109番12、3109番14、3109番15、3109番16、3109番17、3109番18、3109番19、3109番20、3109番21、3109番22、3109番23、3109番24、3109番25、3109番26、3109番27、3109番28、3109番29、3109番30、3109番31、3109番32、3109番33、3109番34、3109番35、3109番36、3109番37、3113番11、3114番6の一部及び3119番5並びに字山彦3177番1、3179番6及び3179番7

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 薩摩川内市永利町字里3011番3、3026番3の一部、3036番2の一部、3036番10の一部、3038番2、3042番の一部及び3043番1の一部、字橋元3093番2の一部、3093番3の一部、3093番4の一部、3094番1の一部、3094番2の一部、3096番の一部、3099番3の一部、3100番1、3100番2の一部、3100番3の一部、3100番7の一部、3100番11の一部、3100番12の一部、3100番16、3102番1の一部及び3108番3、字中陣3109番1及び3109番37並びに字山彦3177番1

公園 薩摩川内市永利町字橋元3094番1の一部、3094番2の一部、3100番2の一部、3100番3の一部、3100番11の一部、3100番12の一部及び3102番1の一部並びに字中陣3109番24及び3119番5

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

薩摩川内市永利町3020番1

株式会社盛岡電工

代表取締役 福元司

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第38号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年8月24日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表132の項を削り、同表に次のように加える。

309	垂水徳洲会病院	垂水市田神字河崎12番地2
-----	---------	---------------